

鈴鹿市立平田野中学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

1 いじめについて

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

そこで本校では、「いじめ防止対策推進法」第12条の規程に基づき、国の「いじめ防止のための基本的な方針」、及び「三重県いじめ防止基本方針」「鈴鹿市いじめ防止基本方針」を参酌し、これまで以上に、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「鈴鹿市立平田野中学校いじめ防止基本方針」を策定します。

2 いじめについての基本理念

(1) いじめの防止等の対策に関する目標

- ①教職員は、いじめが行われなくなるように鋭い人権感覚を持って取り組みます。
- ②生徒には、いじめ問題の重要性を理解させます。
- ③いじめ問題に正しく向き合う生徒を育みます。
- ④地域ぐるみで、いじめ問題に取り組みます。

(2) 「いじめ」とは

「いじめ防止対策推進法」第2条及び「三重県いじめ防止条例」第2条

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的な「いじめ」の態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

(3) いじめに対する基本認識

- ①いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。
- ②いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる問題であり、被害と加害が入れ替わる等、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る。
- ③いじめは、学校の内外を問わず起こり得る問題である。
- ④いじめは、表面化した問題だけでなく、いじめにつながる小さな芽は、日常的に起こっている。
- ⑤いじめは、「いじめを行う子ども」と「いじめを受ける子ども」だけでなく、いじめの行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や見て見ぬふりをしている「傍観者」といった集団が存在する「四層構造」からなる、集団の課題としてとらえる。

3 「学校いじめ防止対策連絡会議」の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条の規定及び「鈴鹿市いじめ防止基本方針」に基づき、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を学校全体で組織的かつ実効的に行うため「学校いじめ防止対策連絡会議」を設置します。

(資料1 参照)

4 学校でのいじめ防止等のための対策

未然防止の取組

(1) 一人ひとりの学力保障（授業改善の取組）

- ① 一人ひとりの課題に対応した、きめ細かい指導を行い、わかる・できる授業づくりに努める。
- ② 基礎基本の学力や、表現力・思考力・判断力などの確かな学力の育成に努める。
- ③ 「考える力・伝える力の育成」を図ることで、集団での学び合いを充実する。
- ④ 確かな学力と、心身の健康、豊かな心の「生きる力」の育成に努める。

(2) 居心地のよい学級づくり（仲間づくりの取組）

- ① 「みんなが安心して過ごせる居心地の良い学校」の実現のために、さまざまな課題を学級で解決していく話し合い活動を充実する。
- ② 一人ひとりの良さや特性を互いに理解し合う活動を充実する。
- ③ 様々な取り組みを行う。→ 生徒総会、各委員会の活動方針、ワークショップ、人権作文、等

(3) 人権教育の充実

- ① 校区の幼・小との連携を図り、つながりのある人権教育カリキュラムの策定に努める。
- ② いじめや差別を許さない人権学習の充実に努める。
- ③ 生徒が主体となる人権活動を充実する。

(4) 自己肯定感の醸成とキャリア教育の充実

- ① 自尊感情や自己肯定感、自己有用感を育成するためのソーシャルトレーニングを充実する。
- ② 将来への夢と希望を持たせ、キャリアの育成をめざしてキャリア教育の充実に努める。

(5) 生徒会による主体的な活動

- ① 生徒会の活動方針や各委員会の活動方針にいじめ防止を位置づけ、生徒一人ひとりにかかわる重要な問題であるという自覚を持たせる。
- ② 生徒が主体となった活動の充実に努める。

(6) 保護者や関係機関との連携

- ① いじめ防止の重要性を保護者に強力に発信するとともに、家庭教育の場でいじめ防止に取り組むよう連携に努める。
- ② 市教委、警察等の関係機関との連携を図り、早期発見・早期対応に努める。

早期発見の取組

(1) 教職員のいじめを見抜く

- ① 日々の生徒の些細な言動から、個々の生徒の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感受性を磨くとともに、気づいた教職員から学年への報告・連絡・相談に努める。
- ② 生徒と同じ目線で物事を考え、できる限り生徒と場を共にし、対話することに努める。
- ③ 教職員自身の不適切な認識や言動が、いじめを助長することにつながっていないか自己点検に努め、常にいじめ防止に強い姿勢でいること。

(2) 日々の観察―校内巡視と対話活動

- ① 業間や昼休み、放課後等、できる限り教室や廊下等生徒の居る場所において、生徒の様子を観察し、いじめにつながる行為がないか、悲しい表情をしている生徒はいないか等対話を通していじめの発見に努める。

(3) 「生活ノート」等の活用

- ① 「生活ノート」等の提出と点検を確実にし、個別の生徒との対話を充実させる。
② 「生活ノート」等を活用して、保護者との連携を図り、必要な場合には家庭訪問や学校招致を行い、情報の共有と協力体制の充実に努める。

(4) いじめアンケートの活用

- ① 定期的にいじめアンケートを実施し、いじめの実態把握に努める。
② 自分にかかわりのないいじめでも、告発することの大切さを常に指導し、みんなでいじめをなくしていこうとする環境や風土づくりに努める。

(5) 教育相談の充実―相談窓口の開設

- ① 各学期の教育相談期間には必ずいじめについて相談を行うとともに、その期間以外にも、常に相談窓口を開設していることを生徒に伝え、安心して相談できる環境を整える。
② 相談内容によっては、学年間で共有したり、スクールカウンセラーの協力を得たりして、組織的に対応する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の認識

「いじめ防止対策推進法」第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態とその同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

※例えば次のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくさせている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、年間30日程度を一つの目安とする。

(2) 重大事態発生時の対応について

- ① 重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに第一報を電話で市教育委員会（教育支援課）に報告し、「いじめ発生時の対応マニュアル」（資料 2）に基づいて対応する。
② 「学校いじめ防止対策連絡会議」を開催し、直ちに対処するとともに、調査を開始する。事態の推移に伴い、市教育委員会へ緊密に報告し、学校の対応状況や確認内容等は時系列にまとめておく。
④ 事態の概要が把握でき次第、市教育委員会へ文書での報告を行う。

(3) 学校いじめ防止対策連絡会議

- ① 重大事態と思われる案件が発生した場合、「学校いじめ防止対策連絡会議」を開催する。
② 「いじめ発生時の対応マニュアル」（資料 2）に基づき、情報収集や事実調査を行う。
③ 調査結果については、市教育委員会と連携し、他の生徒のプライバシーの保護や関係者の個人情報に配慮しつつも、隠蔽と受け止められることが無いよう適切に提供する。

資料 1

「学校いじめ防止対策連絡会議」

いじめ撲滅をめざして、学校全体で組織的な取組を行うために、校内に「学校いじめ防止対策連絡会議」を設置し、機動的かつ適切な対応を行うこととする。

< 構成員 > 校長，教頭，学年主任，生徒指導主事，人権教育主担当
教育相談主担当，養護教諭，スクールカウンセラー

< 発生時の調査・対応班 >
当該学年の学年主任・学年生徒指導担当・担任

- ※ スクールカウンセラーと連携する。
- ※ 対応した事案は職員会議で情報共有し，学校運営協議会でも報告する。

<< 学校いじめ防止対策連絡会議の役割 >>

- ① 学校いじめ防止基本方針に規定する取組の実施や具体的な年間計画の作成，実行，検証，修正等
- ② 学校におけるいじめの相談・通報の窓口
- ③ いじめに関する情報や問題行動等に係る情報の収集及び共有等
- ④ いじめの事実関係の調査，生徒への指導，支援体制の整備，対応方針の策定，保護者との連携等
- ⑤ 重大事態が発生した際の情報収集や事実の調査
- ⑥ いじめ発生時の緊急対策会議において対応方針の決定
- ⑦ いじめ防止のための学校行事や研修会の企画立案
- ⑧ いじめアンケートの実施とその報告

<< 関係機関との連携・報告 >>

- ① 市教育委員会・・・いじめ事案の報告，いじめアンケートの実施
- ② 警察・・・刑事法規に抵触する場合には，直ちに通報する

資料 2

いじめ発生時の対応マニュアル資料

校内「学校いじめ防止対策連絡会議」

いじめの発生
(情報のキャッチ)

正確な事実確認

- ・当事者双方，周りの生徒から個々に聞き取り
- ・聞き取り内容を記録し，情報整理を行い，正確な事実を確認
- ・ひとつの事象にとらわれず，いじめの全体像を把握する。

※いじめられた生徒といじめた生徒と別々の場所で行うこと
 ※いじめられた生徒に目が届く体制を整備すること

指導体制
方針決定

- ・対応する教職員の役割分担を決定。
- ・すべての教職員で共通理解を図る。
- ・関係機関への報告と連携を図る。

※複数の教職員で対応し，教職員間の情報共有を密接にすること

生徒への
指導・支援

- ・いじめられた生徒を保護し，心配や不安を取り除く。
- ・いじめた生徒に，相手の痛み思いを寄せる指導を行うとともに，いじめは決して許されない行為であることを自覚させる。

※いじめられた生徒に対して

- ・共感する，心の安定を図る。
- ・最後まで守り抜く，秘密を守ることを約束する。
- ・自尊感情を高める言葉がけを行う。

※いじめた生徒に対して

- ・いじめられる側の気持ちに思いを寄せる指導を行う。
- ・生徒の生活背景等にも目を向けて指導する。
- ・毅然とした対応を行いつつ，孤立感や疎外感を払拭する。

保護者との連携

- ・当事者生徒双方に家庭訪問し事実の報告と対応方針を説明する。
- ・今後の指導への協力を求め，連携方法を協議する。
- ・被害生徒の保護者には，特に事実を丁寧に伝える。

※いじめられた生徒の保護者

- ・その日の内に面談し，共感的態度で事実を伝える。
- ・解決に向けた指導方針を説明し，理解を求める。
- ・家庭での見守りと，些細な変化の報告等協力を求める。

※いじめた生徒の保護者

- ・いじめられた生徒の保護者面談後，直ちに面談を行う。
- ・いじめられた生徒の保護者の痛みを伝え，事実関係と学校の解決方針を説明する。
- ・家庭での指導の助言を行い，今後の連携を求める。

今後の対応

- ・継続的な指導・支援を行う。
- ・スクールカウンセラー等を活用して，心のケアに努める。
- ・誰もが大切にされる仲間づくりの実践を行う。

※周囲の生徒に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず，いじめの傍観者から抑止者への転換を求める。
- ・いじめを告発することは，大切な防止策であることを理解させる。